保険法及び同法整備法の成立

~保険契約に関する規律の100年ぶりの見直し~

ひしぬま せいいち 法務委員会調査室 菱沼 誠 一

1.背景と経緯

(1)はじめに

保険の定義については、「約款に定められた条件による危険負担という無形の商品についての取引であり、しかも、その対価が大数の法則に基づく確率計算を基礎として、団体的に定められるもの」」とされたり、あるいは、「要素 :保険料、要素 :保険給付、要素 : 保険料に立つという要素が盛り込まれており、さらに、要素 :収支相等原則(保険契約者から拠出される保険料の総和と保険者の保険給付の総和が等しくなるように保険を運営するという原則)及び要素 :給付反対給付均等原則(個々の保険加入者から拠出される保険料は当該保険契約者のリスクの程度に応じて決定されるという原則)のもとに要素 と の対価関係を形成することが、保険の原則である」。などと説明されているが、同時に、「普遍的に承認されたものはない」。とも言われている。

このような保険の契約は、現在の国民生活に深く関わるものとなっているが、保険契約に関する我が国の規律は、商法第2編「商行為」第10章「保険」(損害保険及び生命保険)及び第3編「海商」第6章「保険」(海上保険契約)が、規定されているのみであり、しかも、これらの規定は、1899(明治32)年に制定されて以降、1911(明治44)年の一部改正を除いてはほとんど改正が行われず、表記も片仮名・文語体のままとなっていた。

(2)諸外国及び我が国の動向

我が国で商法が制定されようとする頃、既に、欧州諸国では、保険契約者保護のための強行法規を含んだ単行法として保険契約法の制定が相次いだ。これは、契約自由の原則により、約款を自由に定めて保険契約者に不利な取決めをすることが横行したので、これを是正するため、契約の自由を大幅に制約する新たな保険契約に関する法の制定が必要になったことによる。さらに、1990年代以降には、規制緩和に伴う自国民の利益を保護するため、保険契約に関する法の現代化の動きも見られた。

他方、我が国でも、上記商法中「保険」の部分には、損害保険契約と生命保険契約に関する規定しかないことについて、現在では社会に広く定着している傷害・疾病保険契約に関するルールの整備が必要であるとの指摘がかねてよりなされていた。

さらに、我が国では、企業保険を除き保険約款の行政認可制度により保険契約者の保護が図られているが、規制緩和の進展に伴い、行政規制にも限界があることから、保険契約に関する私法的な基本ルールを整備する必要性が大きいとも言われていた。

そこで、商法典の現代語化の一環として、保険契約について、保険者、被保険者等の関係者間におけるルールを現代社会に合った適切なものとするため、法務大臣より、平成18年9月6日、法制審議会に保険法の見直しが諮問された。

(3)保険法及び同法整備法の成立

これを受けて、法制審議会保険法専門部会は、同年 11 月 1 日より審議を進め、翌 19 年 8 月 14 日に「保険法改正中間試案」を公表、パブリックコメント手続による結果も踏まえてさらに審議を続け、翌 20 年 2 月 13 日、法制審議会総会において「保険法の見直しに関する要綱」が決定され、法務大臣に答申された。

そして、同年3月5日、「保険法案」(閣法第65号)及び「保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」(閣法第66号)が、第169回国会に提出された。

両法律案は、衆議院法務委員会において、4月25日に全会一致をもって可決され、さらに、衆議院本会議においては同月30日に賛成多数をもって可決された。

本院では、法務委員会において、5月29日、賛成多数をもって可決され、翌30日、本会議で賛成多数をもって可決された。さらに、6月6日に、平成20年法律第56号及び第57号として公布された。

2. 両法律の概要

(1)保険法

保険契約に関する法制について、共済契約をその適用の対象に含めることとするほか、 保険契約締結に際しての告知、保険給付の履行期等に関する保険契約者の保護に資するための規定を整備し、傷害疾病保険に関する規定の新設等を行うとともに、国民に理解しや すい法制とするため表記を現代用語化するものであり、主な内容は次のとおりである。

法律の適用範囲

共済契約にも適用範囲を拡大し、保険契約と共済契約に共通する契約ルールとして 整備する。

傷害疾病保険

傷害疾病定額保険契約に関する規定を新設する。

保険契約者を保護するための規定の整備

1 契約締結時の告知についての規定の見直し

保険契約者等は、保険者から質問された事項について告知すれば足りることと する。

保険募集人による告知妨害等があった場合の規定を新設する。

2 保険金の支払時期についての規定の新設

適正な保険金の支払のために不可欠な調査に要する時間的猶予を保険者に認めつ

- つ、その調査に客観的に必要な期間が経過した後は保険者が遅滞の責任を負う。
- 3 片面的強行規定の導入

本法律案の規定よりも保険契約者側に不利な内容の合意を無効とする。

責任保険における被害者の優先権

責任保険の被保険者が倒産した場合でも被害者が保険金から優先的に被害の回復を受けることができるように、被害者に、保険給付を請求する権利について特別の先取特権を付与する。

生命保険契約の保険金受取人の変更についての規定の整備

生命保険金受取人の変更の意思表示の相手方は保険者であること、遺言による保険 金受取人の変更が可能であることについて明文で規定する。

表記の現代用語化

片仮名文語体で表記されている商法の保険契約に関する規定を見直し、平仮名口語 体の表記による保険契約に関する新たな法典を制定する。

施行期日

公布日から起算して2年の範囲内において政令で定める日から施行する。

(2)保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

保険法の施行に伴い、商法、自動車損害賠償保障法、保険業法等関係法律の規定の整等 を行おうとするものである。

3. 主な論点と国会における審議

(1)保険の定義

そもそも、保険の定義は、現行商法にも保険業法にも置かれていない。そこで、法制審議会保険部会における審議等では、保険法案に保険の定義を置くことも検討されたが、結局、保険の定義は規定されなかった。

これは、仮に、保険の定義を狭く定めると、実質的には保険に当たるものについて十分な監視が行われなくなるおそれがある反面、逆に、定義を広げると、例えば、保険デリバティブのようなものは保険会社しか販売できないといった問題が生じるためである。なお、諸外国においては、ニューヨーク州保険法のように保険契約の定義をおいているものもあるが、イギリス、フランス、ドイツなどでは、保険契約に関する法の中に、特段、保険の意義についての定めは置かれていない。

(2)保険法の適用範囲

現行の保険契約に関する規定は共済契約には適用されないが、実質的に考えて保険契約と同様の内容を有する共済契約にもその規律を及ぼすべきことから、保険法案では、共済契約もその適法範囲に含めることとされた。

共済契約を保険法の適用範囲としたことについて、法務省は、「保険や共済に加入する

者からすれば、実質的に同じような契約について法律上の基本的なルールがある方が望ましい。」とする一方で、同時に、「監督規制の一元化を目指すのではないか。」との懸念に対しては、「保険法では共済団体の組織や運営等については何のルールも定めておらず、共済団体に対する監督の体制が今回の法案で変更されるということはない。」4ということを、繰り返し答弁している。また、金融庁も、さらには、各共済を監督する農林水産省、中小企業庁及び厚生労働省も、「今回の保険法の制定により、共済に対する監督や組織の変更はない。」5としている。

(3)告知事項

告知義務に関しては、保険法案により、契約者の自発的申告義務から質問応答義務に改められたが、保険契約者の告知事項につき、告知義務が生じる範囲を具体的に示すべきではないかとの指摘に対しては、法務省より、「どのような事実が危険に関して重要な事項になり得るかは保険契約の内容によって千差万別であり、これを列挙するのは困難な一方、重要な事項を一律に掲げるとおおざっぱすぎて難しい。」。6との答弁があった

しかしながら、告知義務違反を理由とする保険者の不当な保険金の不払いが起きること のないよう、保険会社にも、保険契約者等に分かりやすく、必要事項を明確にした告知書 の作成などの努力が望まれよう。

(4)保険給付の履行期

保険給付の履行期については、保険法案第 21 条第 1 項(第 52 条第 1 項、第 81 条第 1 項も同様)が「相当の期間」と規定するのみで、具体的な期間は明示していない。そこで、保険金の支払遅延に対するおそれ等から、給付の履行期を、より具体的に規定すべきではないかとの意見も強いが、法務省は、「個別の契約の類型によっても様々であるし、具体的な数字として決めることはできなかった。個別の契約ごとに判断される。」「と答弁している。但し、参考人からも、「このままでは(具体的な期間が)明確ではないことは明らかであり、各業界、各会社で具体的な履行期が定まって、よい慣行的な約款ができるのではないか。」。との意見が述べられている。

今回の改正の結果、現在、多くの約款に記載されている、生保についてはおおむね5日以内、損保についてはおおむね30日以内という保険給付の履行期が、不当に伸びるようなことがあってはならないであろう。金融庁及び法務省による十分な監督が望まれる。

(5)保険者の解除権の濫用の防止

保険法案第 30 条 (重大事由による解除)は、第3号において「前2号に掲げるもののほか、保険者の保険契約者又は被保険者に対する信頼を損ない、当該損害保険契約の存続を困難とする重大な事由」と規定していることから、その具体的な内容と濫用の防止が問題となったが、この点につき、法務省は、「(同号は)第1号、第2号に比肩する重大な事由があった場合に限って契約を解除することができるとするものであり、保険者の保険契約者に対する信頼を損なうという要件が入っており、濫用的なおそれは到底あり得べく

もないことである。」⁹としている。

(6)団体生命保険に関する規制

他人の生命にかける保険において、被保険者の同意が必要であることは保険法案第 38 条からも明らかであり、法務省も、団体生命保険において、「会社側がその強い立場に出て、従業員に詳しい説明もしないで、保険金がどのように払われるのかというのもよく分からないまま無理矢理契約をさせられたような場合は、真意に基づく同意とはいえないことは明らかである。」 ¹⁰ としている。

しかしながら、いわゆるヒューマンバリュー特約(役員や従業員が死亡したとき、企業の経済的損失補償のために企業が保険金を受け取ることができる特約)については、「合理性を欠くとまではいえない。」」としつつも、団体生命保険については、法務大臣自身が「とりわけ金融庁が厳しく管理監督をしてもらいたい。」と答弁するなど、金融庁による現在の監督体制が、本当に十分なのかという疑問も残る。

もともと、団体生命保険については、「法により、会社による保険金の受け取り自体を禁止したり、被保険者証の発行を義務付けるべきである。」¹³ との主張もある。団体生命保険についての会社の十分な説明と従業員の真意に基づく同意の確保について、一層の監督が不可欠であろう。

(7)保険金不払い問題

平成 17 年 10 月に明らかになった、いわゆる保険金の不払い問題の原因及び再発防止策 も、委員会における審議の際の大きな論点の一つとなった。

この点につき、金融庁は、「生命保険について保険金の支払い漏れは、平成 19 年 6 月末までで、約 131 万件、総額約 964 億円、同じく損害賠償保険については、約 50 万件、約 382 億円である。金融庁としても、これら各社に対しては、業務停止命令を含め、業務の改善を促してきたが、引き続き、適時適切な保険金の支払が行われるよう、業務改善に向けた取組みを促して参りたい。」 14 等と答弁している。

なお、両法律案と保険金不払い問題の関係について、法務省は、「保険法の見直し作業は、保険金の不払い問題を直接のきっかけとして始まったものでははないが、不払い問題に十分配慮した上で、適切な契約ルールを定めるということを念頭に置いて検討が進められてきたものである。」 ¹⁵ と説明している。

ただ、不払い問題が起きた背景には、金融商品の自由化に伴って多様な商品が登場したにもかかわらず、契約者に十分な周知が行われなかったこと等もその一因である ¹⁶ との指摘もある。このような問題の再発防止のため、保険会社には、保険代理店等に対する教育の徹底を含め、業務改善に向けたさらなる取組みと行政の一層の監督が求められよう。

(8)今後の課題

その他、法案には盛り込まれなかった今後の課題としては、現物給付、未成年者の保険などがある。

まず、生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約における金銭以外の給付(現物給付)については、例えば、介護サービスの提供等金銭給付以外の方法による給付を求める声もあることから、これらを前提とした規律を求める意見もあった。

しかしながら、法務省は、「長期間の介護のような現物給付については、それに対する 監督が整備されていることが必要であり、もう少し監督行政が確保されてから行う方が社 会的に混乱を招かないという判断に落ち着いた。」「として、現物給付を法案に盛り込む ことは見送られた。なお、諸外国の法制においても、ドイツでは現物給付も可能な文言に なっているものの、アメリカ、イギリス、フランスの保険法においては、生命保険契約の 現物給付は定められていない。

また、未成年者の死亡保険については、諸外国でも、これを禁止したり一定金額に制限している例も多く、保険犯罪防止の観点から一定の規制を及ぼすべきとの意見がある一方、消費者ニーズの存在や具体的な金額算定の困難さを理由に、契約法において規律を設けることに反対する意見もあったことから、規制が見送られた。法務省も、「契約自由の原則があるのだからそれを認めてよい。実務上も保険者が保険金の額を含むさまざまな事情を勘案することでモラルリスク対策を講じている。」¹⁸ としている。これらの対策が実効性のあるものとなっているかどうか、引き続き注視していく必要があろう。

4.終わりに

保険法及び同法整備法の成立を受けて、各保険会社は、約款の具体的な改正を検討中であると思われるが、例えば、保険法第 21 条第 1 項の「相当の期間」や保険契約者の告知義務の範囲等の解釈を始め、約款の文面はもちろん、その運用等においても、改正の趣旨である利用者(消費者)保護が、一層徹底されるよう、金融庁及び法務省は厳しく監督する必要がある。

同時に、委員会審議の過程で問題となった団体生命保険の実態についても、従業員の同意の確保の実効性などに関して、金融庁等のさらなる監督の徹底も不可欠である。

両法律の成立により、一連の基本法律の現代用語化はほぼ一段落した感もあるが、他方、新たに民法(債権法)の改正の動きも始まっている。消費者庁の創設が具体化しつつある現在、民法や金融商品取引法等の見直しを踏まえた消費者保護法制の全体的な整備について再検討していくことも急務ではないかと思われる。

【参考文献】

山下友信「保険契約現代化に向けた課題(上)」『週刊金融財政事情』第 2691 号(金融財政事情研究会 平 18.4.17)

山下友信「保険契約現代化に向けた課題(下)」『週刊金融財政事情』第 2692 号(金融財政事情研究会 平 18.4.24)

菊池直人「企業団体生命保険の法的性質」『産大法学』第38巻第3・4号(京都産業大学法学会 2005.2)

村田敏一「新保険法立法の意義と課題ー体系論的視座を中心としてー」『保険学雑誌』第 600号(日本保険学会 平 20.3)

大村多聞「「保険法改正」について」『経済 Trend』(日本経済団体連合会 2008.5) 『保険法改正への対応について 主な論点の検討 』(金融庁 平 19.11.22)

倉澤康一郎「現行保険業法の問題点」『保険学雑誌』第492号22頁(日本保険学会 昭56.3)

² 山下友信『保険法』(有斐閣 2005.3)9頁

³ 同上、3頁

第 169 回国会参議院法務委員会会議録第 13 号 18 頁 (平 20.5.29)等

⁵ 第 169 回国会衆議院法務委員会議録第 11 号 9 頁 (平 20.4.25)等

第 169 回国会衆議院法務委員会議録第 11 号 6 頁 (平 20.4.25)

第 169 回国会参議院法務委員会会議録第 11 号 3 頁 (平 20.5.22)

第 169 回国会衆議院法務委員会議録第 10 号 10 頁 (平 20.4.22)

⁹ 第 169 回国会参議院法務委員会会議録第 13 号 6 頁 (平 20.5.29)

¹⁰ 第 169 回国会参議院法務委員会会議録第 11 号 29 頁 (平 20.5.22)

第 169 回国会参議院法務委員会会議録第 13 号 15 頁 (平 20.5.29)

¹² 第 169 回国会参議院法務委員会会議録第 13 号 16 頁 (平 20.5.29)

¹³ 本間照光「私の視点「団体生命保険 会社受け取り、法で禁止を」」『朝日新聞』(平 20.4.9)

¹⁴ 第 169 回国会参議院法務委員会会議録第 13 号 7 頁 (平 20.5.29)等。なお、保険金不払い問題全般につ いては、井上涼子「生損保業界における保険金不払問題」『立法と調査』第 274 号 39 頁~ 46 頁(参議院事 務局 2007.4)

¹⁵ 第 169 回国会衆議院法務委員会議録第 8 号 3 頁 (平 20.4.15)

¹⁶ 加藤由孝「保険金不払い問題に関する一考察」『名城論叢』第8巻第4号 188 頁以下(名城大学経済・経 営学会 2008.3)等

¹⁷ 第 169 回国会衆議院法務委員会議録第 8 号 8 頁 (平 20.4.15)

¹⁸ 第 169 回国会衆議院法務委員会議録第 8 号 10 頁 (平 20.4.15)